⑸　契約締結後のＶＥ提案等の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが競争に参加するためには、開札の時において当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒀　「ＶＥ提案等の技術提案」及び「工事全般の施工計画」の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知するものとし、当該提案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒁　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係)」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定）」を受けていない事､若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。
⒂　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒃　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
⒄　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。
⒅　詳細は入札説明書による。
⒆　本工事に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る予算示達がなされることを条件に行うものである。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaharu Ikegami Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Paving work of the taxiway at N area, Tokyo International Airport
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　31 March 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　16 May 2014 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　16 May 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Katsumi Yamada, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
ただし、本公示に係る平成26年４月１日以降の日付においては、財政法の定めによる承認を得ることを条件とする。
平成 26 年２月 28 日
契約担当職
独立行政法人産業技術総合研究所
研究環境安全企画部次長　五十嵐直幸

◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08
○産総第 144 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　グローバル認証基盤整備事業（大型パワーコンディショナ）　１式
⑶　工事場所　福島県郡山市　郡山西部第二工業団地内
⑷　工事内容　本工事は、グローバル認証基盤整備事業（大型パワーコンディショナ）の建設及び設備整備を行うものである。主建屋(鉄骨造、地上２階、延床面積5,000㎡、建築面積4,500㎡)、特別高圧受変電設備及び再エネ用大型パワーコンディショナ試験評価研究設備一式その他付帯設備を新規設置する。
⑸　工期　平成27年３月31日
⑹　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑻　本工事は、仕様書等に基づいた設計に関する技術を持つ施工者に、設計と施工を一括して発注する工事である。
2　競争参加資格
⑴　本事業の競争参加者は、単体企業又は当該者により構成された異工種建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
①　独立行政法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
②　単体又は共同企業体の代表者は、独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により､「建築一式工事」の「A」又は「電気工事」の「A」の等級に格付けされている者であって、同要領第15条に基づいて算出された数値が「建築一式工事」は1,400点以上､「電気工事」は1,300点以上であること。共同企業体の代表者以外の構成員は、独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により､「建築一式工事」又は「電気工事」の「A」の等級に格付けされている者であって、同要領第15条に基づいて算出された数値が「建築一式工事」は1,200点以上､「電気工事」は1,300点以上であること。なお、経済産業省において当該資格を有する者は同等級に格付けされているものとみなす。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再格付けを受けた者は除く。）でないこと。
④　共同企業体の構成員の数は、２社又は３社とする。
⑤　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑥　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑦　本入札公告の日から開札の時までの期間に産総研の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑧　平成15年度以降に次に掲げる基準を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてシステム一式工事）を元請けとして施工した工事実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
㋐　特別高圧（電圧7,000Ｖ超過）による受変電設備
㋑　設備容量5,000kVA以上の受変電設備
⑵　単体又は共同企業体は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。